

尼崎市SDGs地域活性化基金条例

令和3年3月8日

条例第10号

(設置)

第1条 SDGs(2015年9月25日開催の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられている国際社会における共通の目標をいう。)を踏まえた本市の区域内における地域の活性化に資する事業(以下「地域活性化事業」という。)に要する経費の財源を確保するため、尼崎市SDGs地域活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 地域活性化事業に要する経費に充てるための寄付金の額
- (2) 毎年度一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金への編入)

第4条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。